

水俣病対策について

〔平成 22 年 4 月 16 日
閣 議 決 定〕

「地域再生・振興及び調査研究等に係る施策並びに一時金支払に係るチッソ株式会社に対する支援措置」（平成 22 年 4 月 16 日付け閣議了解）に基づくチッソ株式会社に対する支援措置については、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現するために不可欠なものであるとの観点から、熊本県の協力を得て、国の施策として行われるものである。

上記平成 22 年 4 月 16 日付け閣議了解に基づくチッソ株式会社に対する支援に関して、万一不測の事態が発生しチッソ株式会社からの地方債の元利償還財源の確保が困難となった場合には、従来閣議了解等に基づく熊本県を通じた金融支援におけると同様、国において万全の措置を講ずるものとする。